

第90号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第12号左欄の(1)中「、チュウサギ」を削り、「コサギ」の次に「、アオサギ」を加え、「タイワンシロガラシ」を「タイワンシロガシラ」に改め、「若しくはホオジロ」を削り、同表第18号左欄の(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の23第1項第8号の規定による証明書の交付

第2条の表第25号左欄の(26)中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同欄の(27)中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同欄の(28)中「第68条の5の4第2項」を「第68条の5の5第2項」に改め、同表に次の1号を加える。

35 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以

松江市

下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）

(1) 法第10条第1項の規定による設立の申請書の受理及び設立の認証

(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定によ

る不認証の通知

- (4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の完了の届出の受理
- (5) 法第18条第3号の規定による不正行為等の報告の受理
- (6) 法第23条第1項の規定による役員の名又は住所若しくは居所の変更の届出の受理
- (7) 法第23条第2項の規定による添付書類の受理
- (8) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証
- (9) 法第25条第4項の規定による定款の変更の認証の申請書の受理
- (10) 法第25条第6項の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (11) 法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理
- (12) 法第29条第2項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧の実施
- (13) 法第30条において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による仮理事の選任
- (14) 法第30条において準用する民法第57条の規定による特別代理人の選任
- (15) 法第31条第2項の規定による解散の認定
- (16) 法第31条第3項の規定による事業の成功の不能の事由を証する書面の受理
- (17) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理
- (18) 法第32条第2項の規定による残余財産の国又は

地方公共団体への譲渡の認証

- (19) 法第34条第3項の規定による合併の認証
- (20) 法第34条第4項の規定による合併の認証の申請書の受理
- (21) 法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理
- (22) 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出の受理
- (23) 法第40条第2項の規定による意見の陳述及び調査
- (24) 法第40条第3項の規定による意見の陳述
- (25) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (26) 法第41条第2項の規定による法令違反等の理由を記載した書面の提示及び交付
- (27) 法第42条の規定による改善の命令
- (28) 法第43条第1項及び第2項の規定による設立の認証の取消し
- (29) 法第43条第4項の規定による聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- (30) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- (31) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の表第12号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の表第25号の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第1条の政令で定める日

(3) 第2条の表第18号の改正規定及び同表に第35号を加える改正規定 平成19年10月1日

（経過措置）

2 前項第1号に掲げる改正規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定は、当該改正規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同法の規定によりなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同法及び同令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、施行日以後において松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び同令の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。